

国立大学法人電気通信大学資金管理運用要項

平成16年 4月 1日

改正

平成24年 3月27日

平成25年 3月22日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学会計規則（以下「会計規則」という。）

第24条及び第25条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）が保有する運営費交付金収入、自己収入、施設費収入、借入金、目的積立金等（以下「資金」という。）の管理及び運用について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業資金及び余裕資金)

第2条 この要項において、各事業年度のうち当該事業年度に本学の事業を実施するため必要な資金を「事業資金」といい、それ以外の資金を「余裕資金」という。

(資金の運用の基本原則)

第3条 資金の運用を行うに当たっては、原則として次のとおりとする。

(1) 事業資金は、支払準備金の確保に留意し、当面支払いに必要な資金（以下「余裕金」という。）を支障のない範囲内で運用することができる。

(2) 資金の運用を行うに当たっては、元本の回収に確実性がある範囲内で行い、可能な限り高い運用益が得られる方法で行わなければならない。

(資金の管理及び運用責任者)

第4条 資金の管理及び運用責任者は学長とし、その職務を会計規則第5条第1項第2号に規定する財務責任者が代行する。

(資金の運用計画)

第5条 財務責任者は、会計規則第23条に規定する資金計画に基づき、資金運用計画を作成し、資金の運用を行うものとする。

(事業資金の管理)

第6条 事業資金の管理は、会計規則第14条の規定に基づき定める取引金融機関等に開設した預金口座に預入れして管理するものとする。

(資金の運用)

第7条 余裕資金及び事業資金の余裕金を運用するときは、次の方法によるものとする。

(1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金

(3) 信託銀行を営む金融機関への金銭信託

2 財務責任者は、資金運用を行うにあたっては、金融機関等の格付、自己資本比率等必要な事項について情報収集及び調査を行い決定する。

(管理台帳)

第8条 財務責任者は、前条の規定に基づき資金の運用を行い、有価証券を取得した場合は有価証券台帳に記載し、銀行に預貯金として預入れ並びに銀行又は信託銀行へ金銭の信託を行った場合は預金台帳に記載しなければならない。

(一時借入金)

第9条 財務責任者は、事業資金に不足が生じ、取引銀行から事業資金を一時借り入れる場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を学長に提出し、許可を得なければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還方法及び期限
- (6) 利息の支払方法及び期限
- (7) その他必要な事項

2 前項の申請を行うときは、事業資金の借入残高と申請額の合計額は、中期計画の借入限度額を超えてはならない。

3 取引銀行から事業資金を借り入れる場合は、原則として担保を提供しないものとする。

4 財務責任者は、取引銀行から借入れを行った場合は、借入金明細票に記載しなければならない。

(当座借越)

第10条 事業資金に予測のできない不足が生じ、事業費の支払いができなくなる事態を回避するため、取引銀行と当座借越の契約を行うことができる。

2 財務責任者は、前項に規定する当座借越の額を設定しようとする場合は、学長の許可を得て行わなければならない。

3 財務責任者は、当座借越に至った場合は、その理由、借越の額及び期間について学長に報告しなければならない。

(経営協議会及び役員会の承認)

第11条 財務責任者は、資金運用計画の決定と変更、一時借入及び当座借越をする場合は、事前又は事後に経営協議会及び役員会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第12条 資金を調達するため、長期の借入及び電気通信大学法人債(以下「債券」という。)を発行する場合は、学長は次に掲げる事項について経営協議会の議を経て、役員会の議決を得た上で文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業に要する費用及び収支計画
- (3) 長期借入額又は債券の発行額
- (4) 長期借入額又は債券の償還の方法及び期限
- (5) 利息の支払いの方法及び期限
- (6) その他必要な事項

2 長期の借入及び債券を発行する場合は、入札に準じた方法により取扱銀行を選定する

ものとする。

(目的積立金)

第13条 学長は、目的積立金を取り崩して事業を行う場合は、事業計画について経営協議会の議を経て、役員会の議決を得なければならない。

(事故報告)

第14条 財務責任者は、運用を行っている資金の元本が回収できないおそれが生じた場合は、直ちに学長に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、資金の管理及び運用に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年3月22日から施行する。